

質問事項に対する回答

調査等名)北陸自動車道 中之島見附IC雪氷施設新築実施設計

番号	資料の種類	ページ	質問事項	回答
1	特記仕様書	5~7	①~⑤の各施設の実実施設計に(基本設計を含む)とありますが、基本設計に係る業務範囲及び内容の記載がありません。	施設工事調査等積算基準 4-1(1)(イ)表-1 によるものとします。
2	特記仕様書	5~7	基本設計に係る業務範囲及び内容の記載がありません。	施設工事調査等積算基準 4-1(1)(イ)表-1 によるものとします。
3	特記仕様書	7	開発行為申請に係る申請手続き業務とありますが、本計画は開発行為に該当するのでしょうか。 又、当該敷地は中之島見附 IC・大積スマート IC・大積 PA すべて の敷地が対象でしょうか。	中之島見附 IC は市街化調整区域であり、都市計画法第 43 条に基づく申請となります。 大積スマート IC・大積 PA については開発行為申請対象外となります。